

○希少疾病用医薬品の指定について

(平成20年6月6日)

(薬食審査発第0606005号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(20薬)第210号	タクロリムス水和物	重症筋無力症(「全身型重症筋無力症(胸腺摘出後の治療において、ステロイド剤の投与が効果不十分、又は副作用により困難な場合)」を除く)	アステラス製薬株式会社